

中津川市民病院への救急搬送について

長野県木曾保健福祉事務所

1 経過

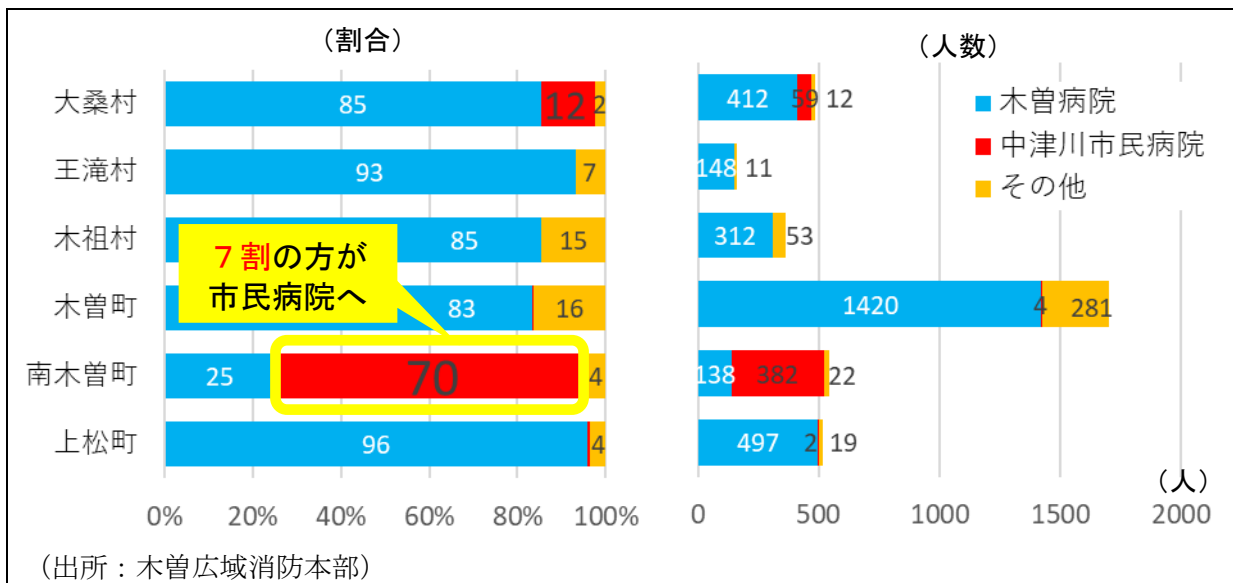
前回の会議（R4.8.24）において、「中津川市民病院がかかりつけ病院であっても、緊急時に収容が上手くいかないことがある」旨のご意見をいただいた。

2 木曾圏域の現状

(1) 地理的な特徴



(2) 町村別救急搬送人数・医療機関（2020.1.1～2022.12.7）



3 主な検討課題（R4.12.12 木曾広域消防本部との意見交換より）

- ・かかりつけ病院であっても、救急搬送時に同乗者がいないことや家族が来院できないことが理由で断られたことがあった。
- ・かかりつけ病院であっても、救急隊が特定行為（例：低血糖者にブドウ糖溶液を投与）を行った場合、収容してもらえない。

※特定行為の制限：救命救急士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。（救急救命士法第44条第1項）

4 対応状況

- ・市民病院を所管する恵那保健所と当所において、県境を跨ぐ救急搬送について意見交換を実施（R5.1.19）
- ・市民病院での救急搬送の現状について恵那保健所を通じて確認するとともに、市民病院、木曾広域消防、両保健所による話し合いの機会を持つことも含め、検討を進める。